

3 答申第 4 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 4 月 1 2 日付け 3 情政第 1 4 6 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

A I - O C R 及び R P A の導入対象業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理する A I - O C R サーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【総務部情報政策課】

2 審議会の意見

A I - O C R 及び R P A の導入対象業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理する A I - O C R サーバとオンライン結合等を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

なお、A I - O C R サーバへ提供された情報は、送信後 5 日でサーバ内から削除されるとのことであるが、5 日間保存する合理的な理由がない限り、随時即時に削除する運用を行う等、個人情報の安全の確保に努めることを付言する。

3 承認日

令和 3 年 4 月 2 0 日